「労災診療費算定マニュアル」新旧対照表

新	旧
Ⅰ　労災診療費算定基準と留意点 　労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、令和７年４月１日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。 　なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。 １～８（略） ９　入院室料加算 （略） 　入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の３に基づく人事院規則９－49（地域手当）により支給区分が１級地から５級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考６（46 ページ）） 　なお、同法及び同規則の改正により、地域及び級地区分が見直され、令和７年４月１日より施行されることとなりましたが、当面の間、従前のとおり取扱います。 注　（略） 10（略）	Ⅰ　労災診療費算定基準と留意点 　労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の算定基準を定めていますので、令和６年６月１日以降の診療ではこの取扱いにしたがって、労災診療費を算定して下さい。ただし、項目 28「労災電子化加算」の算定は、令和６年４月１日以降の診療に適用します。 　なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行います。 １～８（略） ９　入院室料加算 （略） 　入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の３に基づく人事院規則９－49（地域手当）により支給区分が１級地から５級地とされる地域及び当該地域に準じる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。（参考６（46 ページ）） 注　（略） 10（略）

11　入院時食事療養費 入院時食事療養費については、平成 18 年３月６日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和７年２月 20 日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第１　食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。 （１）入院時食事療養（Ⅰ）１食につき ① ②以外の食事療養を行う場合　８３０円 （略） ② 流動食のみを提供する場合　７５０円 （略） ③～④（略） （２）入院時食事療養（Ⅱ）１食につき ① ②以外の食事療養を行う場合　６７０円 （略） ② 流動食のみを提供する場合　６１０円 （略） 注（略） 12～32（略） 参考１～15（略）	11　入院時食事療養費 入院時食事療養費については、平成 18 年３月６日付け厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和６年３月５日）（以下「99 号告示」という。）の別表「食事療養及び生活療養の費用額算定表」の「第１　食事療養」に定める金額の 1.2 倍により算定する（10 円未満の端数は四捨五入）こととしていますが、具体的には次の金額となります。 （１）入院時食事療養（Ⅰ）１食につき ① ②以外の食事療養を行う場合　８００円 （略） ② 流動食のみを提供する場合　７３０円 （略） ③～④（略） （２）入院時食事療養（Ⅱ）１食につき ① ②以外の食事療養を行う場合　６４０円 （略） ② 流動食のみを提供する場合　５９０円 （略） 注（略） 12～32（略） 参考１～15（略）